

女性活躍・中小企業支援事業 【富山県】

総事業費	2, 613 千円
交付金額	1, 306 千円

地域の実情と課題

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について、令和4年4月より、策定が義務とされている企業の規模が従業員101人以上に拡大されたため、新たに義務化の対象となる県内中小企業への計画策定支援が必要となっている。

目的・目標

項目	現状	R8(目標)
一般事業主行動計画を策定・提出済みの中小企業数	633社(R3)	450社程度

事業の特徴

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について、令和4年4月より、策定が義務とされている企業の規模が従業員101人以上に拡大されたことから、新たに義務化の対象となる中小企業に対して、計画策定の支援や働き方改革に資する助言等を行うことにより、中小企業等で働く女性の活躍推進を支援する。

連携団体

- 富山県社会保険労務士会
- 富山労働局

事業の効果

(1)企業向け行動計画策定支援
令和4年5月より推進員3名体制で193件の企業訪問を行い、行動計画策定の支援を行った。

(2)企業向け行動計画策定研修会の開催
行動計画の策定の目的やメリット等を説明する研究会を開催し、14社参加した。

今後の課題

女性活躍推進法上は、努力義務であるが、県内企業における女性活躍を推進するために、常時労働雇用者数が100名以下の企業への訪問を強化していく。

(1)企業向け行動計画策定支援

<内 容>

行動計画の策定が義務もしくは努力義務とされている中小企業に対して社会保険労務士を派遣し、各企業の状況把握・課題分析を促すとともに行動計画策定の助言・指導を行う。

<対 象>

従業員～300人の県内企業 約250社(延べ260社)

<支援実績>

推進員3名体制で、193件の企業訪問を実施

(2)企業向け行動計画策定研修会の開催

<内 容>

行動計画の策定の目的やメリットに関する説明のほか、簡単なワークを通して各企業の状況把握・課題分析を促す研修会を開催する。

<対 象>

従業員101人～300人の県内企業

<開催実績>

日時：令和4年10月6日(木)13:30～15:30

場所：富山県民会館612号室

参加企業数：14社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法(※)では、常時雇用する労働者101人以上の事業主に対して、一般事業主行動計画の策定・届出・公表、女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられています。

積極的に行動計画を策定し、女性が働きやすい魅力ある職場づくりに取り組むことで、優秀な人材の確保や職場定着を目指しませんか？

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

注意 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は、「仕事と子育ての両立」を図るために策定する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは異なりますのでご注意ください。

<一般事業主行動計画 策定・届出までのステップ>

【ステップ1】現状把握

以下の4項目について、自社の状況を確認しましょう。

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女の平均継続勤務年数の差異
- ③ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- ④ 管理職に占める女性労働者の割合

【ステップ2】課題分析・目標設定・取組内容の決定

自社の課題を分析して数値目標を設定し、具体的な取組内容を決定しましょう。

【ステップ3】行動計画の策定・社内周知・公表・届出

行動計画の形に取りまとめましょう。行動計画を策定したら、社内外へ周知するとともに、富山労働局へ届出を行いましょう。

女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について学生をはじめとした求職者が簡単に閲覧できるように公表しましょう。

行動計画策定のメリット

- ・女性が働きやすい魅力ある事業所であるというイメージアップが図られます。
- (以下、努力義務者(常時雇用する労働者100名以下))の場合
- ・県の建設工事の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の物品等の調達契約の入札参加資格審査において加点されます。
- ・県の庁舎等の清掃、設備保守業務等の役務の調達契約の入札参加資格審査において加点されます。

行動計画の届出は労働局まで

策定されましたら、富山労働局へ届出をお願いします。

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働局雇用環境・均等室 Tel:076-432-2740

～一般事業主行動計画の策定を支援いたします(無料)～

行動計画策定支援のため、社会保険労務士の資格をもつ『女性活躍・働き方改革推進員』を企業に派遣します！計画策定の具体的な手順をアドバイスしますので、お気軽にお問合せください。(受託先：富山県社会保険労務士会 Tel:076-441-0432)



問合せ先：働き方改革・女性活躍推進室 Tel:076-444-3328